



国海安第141号
平成23年12月22日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斉藤 弘 殿

国土交通省海事局安全基準課長
平原 祐



船舶設備規程等の一部改正について（通知）

下記省令及び告示の一部改正が平成23年12月28日に公布される予定ですので、ご了解
頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- ・船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）
- ・船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）
- ・船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）
- ・船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）
- ・船舶構造規則（平成10年運輸省令第16号）
- ・船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示
（平成10年運輸省告示第379号）
- ・船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）



船舶設備規程等の一部改正について

1. 改正の経緯

海難事故の防止及び海上の人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が、コンテナの荷役及び運送時の安全確保を目的として、「安全なコンテナに関する国際条約（以下「CSC条約」という。）」が発効しており、海難の発生状況その他の社会情勢の変化に対応するため、国連の専門機関である国際海事機関（以下「IMO」という。）において、適宜改正等の審議が行われている。

今般、IMOにおいて、タンカーの火災及び油流出等の事故防止並びにコンテナ事故防止を目的として、SOLAS条約附属書改正案及びCSC条約附属書改正案が採択されたことから、我が国においても改正内容を担保するため、船舶設備規程等において所要の改正を行う。

2. 改正の概要

①コンテナの荷重試験の一部改正

- (1) コンテナの安全性を確認するために実施する荷重試験について、コンテナの扉を取り外した状態で行う試験方法を追加する。
- (2) コンテナの荷重試験の追加に伴い、検査等に合格したコンテナに取り付ける安全承認板の標示事項を追加する。

②つり索の離脱装置の検査等手数料の設定

つり索の離脱装置について、新たに当該装置に技術基準が設定されることに伴い、当該装置単体に係る検査を受けることが可能になることから、当該装置に係る検査等手数料を設定する。

③酸素濃度計の備え付け義務化

酸素濃度計の備え付けを義務化する。

- ・適用対象船舶：引火性液体を輸送するタンカー、油回収船及びオイルフェンス展張船
(引火性液体を輸送する外航タンカーについては、予備装置の備え付け義務化)

④固定式炭化水素ガス検知装置の備え付け義務化

油タンカーの貨物タンクに隣接した区画において、固定式炭化水素ガス検知装置の備え付けを義務化する。

- ・適用対象船舶：載貨重量トン数20,000トン以上の油タンカー

⑤原油タンカーの貨物油タンクの防食措置の義務化

原油タンカーの全ての貨物油タンクにおいて、告示で定める防食措置を義務化する。

- ・適用対象船舶：載貨重量トン数5,000トン以上の原油タンカー

3. 改正予定法令

- 船舶設備規程（昭和9年逡信省令第6号）（①関係）
- 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）（①②関係）
- 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）（③④関係）
- 船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）（②関係）
- 船舶構造規則（平成10年運輸省令第16号）（⑤関係）

4. 今後のスケジュール

- 公 布 : 平成23年12月28日
施 行 : 平成24年1月1日（条約発効日）

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示等の一部改正について

1. 改正の経緯

海難事故の防止及び海上の人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が発効しており、我が国も同条約の締約国となっている。同条約は、海難の発生状況その他の社会情勢の変化に対応するため、国連の専門機関である国際海事機関（IMO）において、適宜改正等の審議が行われている。

今般、IMOにおいて、原油タンカーの貨物油タンクに施す防食措置の技術基準の新設等に関するSOLAS条約附属書改正案が採択されたことから、我が国においても改正内容を担保するため、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示等において所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- ①原油タンカーの貨物油タンクの防食措置の技術基準の新設
原油タンカーの貨物油タンクに施す塗装又は代替手法（耐食鋼）の技術基準を新たに規定する。
- ②固定式炭化水素ガス検知装置の技術基準の新設
固定式炭化水素ガス検知装置の技術基準（構成部品の仕様、ガス分析装置の基準等）を新たに規定する。

3. 改正予定法令

- 船体の強度を保持するための構造の強度等を定める告示（平成10年運輸省告示第379号）
（①関係）
- 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）（②関係）

4. 今後のスケジュール

公 布 : 平成23年12月28日
施 行 : 平成24年1月1日（条約発効日）